

社会福祉法人設立のポイント ～社会福祉法人の認可取得までの流れ～

社会福祉法人を設立する際に知っておきたいポイントとして、税制面で優遇されるメリットがある一方で、所轄庁や地方公共団体から一定の基準が設けられているというようなデメリットもあります。これらを検討して社会福祉法人を設立することが決定したら、認可に向けて設立の準備に入ります。社会福祉法人の認可手続きには通常1年、場合によっては2年近くかかることもありますので認可取得までの要点をわかりやすく解説します。

【社会福祉法人を設立する前に決めること】

社会福祉法人の認可の際には、設立認可申請書が必要ですが、この申請書に記載する以下の項目について、少なくとも予め決めておかなければなりません。設立の認可は各市区町村が行いますので、事業を実施しようとする市区町村に申請します。

1. 実施する事業とその理由

2. 設立者や役員等

3. 設立当初の財産

1. 実施する事業とその理由

ひとくちに社会福祉事業を行うといっても、さまざまな事業があります。高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など、それぞれに特徴があり、いずれも大きな役割と責任をもって運営されています。設立者は多くの社会福祉事業の中から「この事業をやりたい」と思う事業を具体的に細かく決定します。また、なぜその社会福祉事業をやりたいと思ったのか、いわゆる設立趣意も申請書で明らかにしておきます。

2. 設立者や役員等

設立者ひとりでは社会福祉法人を設立することはできません。同じ志を持った仲間が必要です。いわゆる役員として、少なくとも評議員7名以上、理事6名以上、監事2名以上の合計15名以上が必要です。また役員等の配偶者及び3親等以上の親族、並びに厚生労働省令で定める特殊な関係のある者が一定数以上含まれることについての制限も設けられています。さらに評議員の選解任を行う評議員選任・解任委員会の設置も必要です。

理事にはそれぞれ役割が求められます。経営に関する識見を有する人、財務諸表を読解できる人、実施する事業について、その提供するサービス内容に精通している人、実施する地域の福祉関係者、事業開始後の事業の管理者などです。また理事の中から1名、法人代表者として理事長候補者を決定しておきます。

3. 設立当初の財産

設立にあたり、あらかじめ保持していなければならない財産があります。

まず基本財産といって、法人の基盤となるもので、不動産でなくてもよいですが、少なくとも現金預金の場合は1,000万円を保有していることが求められています。また事業開始にあたり、当初の運転資金として年間事業収益の12分の1（介護保険事業の場合には12分の2）以上を預金として保持しておくことが求められます。年間の見込事業収益が2億円の場合にはその12分の1（約1,666万円）以上が必要です。基本財産の1,000万円とあわせて2,666万円が設立時に必要になります。



これらの財産を設立認可の時点までに準備することが難しい場合もあり、そのような時には財産を寄附してくれる方を探して（もちろん設立者自身が寄附してもよい）設立認可を条件に贈与契約を締結しておくことが必要です。

老人ホームや保育所など、大型の建物の建設を行う場合には、これらとは別に建物の建設が必要です。国や地方公共団体から建設のための補助金が出ますが、この補助金申請手続きは認可申請中の設立者が自ら行うため、補助者はもちろん建築業者との折衝も必要となります。建築予定地が借地の場合には地主との交渉も必要です。

建物の建設にいくらかかるのか、補助金はどのくらい出るのか、不足分は借入を行うのか寄附金で賄うのか、設立者は認可申請前に各方面（建設業者、補助者、借入予定先等）との調整に奔走することになります。

【設立の申請に必要な書類】

社会福祉法人の設立にあたり、作成しておかなければいけない書類は多岐にわたります。

代表的な必要書類は 下表のとおりです。

設立認可申請書、定款案
設立当初の財産目録、建築計画書、事業計画書、事業開始後の収支予算書
贈与契約書
役員予定者名簿、役員等就任承諾書、履歴書、印鑑証明書、誓約書等
各種規程等（運営規程、就業規則、個人情報保護規程等）

これらすべてをそろえる必要があり、中には実印や印鑑証明、原本証明が必要なものもあります。

【認可時の注意点・審査側が見ているポイントとは？】

では認可する側はどのような視点で申請書類を審査しているのでしょうか。主な視点は以下の2点です。

1. 役員の経歴

審査する側は、設立申請法人の役員予定者名簿を慎重に審査します。地域の福祉事業を担ってもらうにあたり、経歴や現職、社会福祉事業を運営するに足る識見を有しているか否か、反社会的勢力との関わりはないかなど、これらを判断できる書類の提出を求められます。

2. 資金不足への懸念

せっかく認可しても、途中で事業が立ちいなくなってしまう元も子もありません。審査する側は、事業が継続的に実施できる資金的な根拠を求めています。当初の贈与契約が確実に履行されるか、予算書に不整合はないか、借入金がある場合、その返済財源は確保できているか、などが審査の対象となります。